7月20㈰は参議院議員通常選挙の投票日
「投票は　希望という木の　種になる」

▶投票日時＝7月20日㈰7時～20時
▶投票場所＝入場整理券に記載されている投票所
▶投票方法
・千葉県選挙区選出議員選挙＝候補者の氏名を記入
・比例代表選出議員選挙＝候補者の氏名または政党等の名称を記入
▶投票できる方＝次のすべてに該当する方
①日本国民の方
②平成19年7月21日までに生まれた方
③令和7年4月2日までに本市に住民登録をした方

▲投票所の詳細（市ホームページ）

◇入場整理券
世帯主宛てに世帯全員の入場整理券をはがきで郵送しています。なお、入場整理券が郵送されなかった場合や、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所で係員に申し出てください。

◇最近転入された方
令和7年4月3日以降に本市に転入された方は、旧住所地で投票できる場合があります。
また、あらかじめ旧住所地の選挙管理委員会から投票用紙を取得し、本市の選挙管理委員会で不在者投票を行うことも可能です。

◇市内で住所変更をした方
市内ですでに選挙人名簿に登録されている方が、令和7年6月20日以降に市内で住所異動の手続き（市内転居）をした場合は、転居前の地区の投票所での投票となります。入場整理券をご確認ください。

◇代理投票
投票所に行くことはできるが、身体の障がいやけがなどの理由で、自分で候補者名等を書くことができない方のために、代理投票制度があります。
係員が代筆しますので、投票所で申し出てください。
※選挙人の家族や付き添いの方は、やむを得ない事情があると認められる場合に限り投票所に入ることができますが、投票手続きに関与すること（投票の指示をしたり、記載内容の確認をすること）はできません。
※選挙人の家族や付き添いの方は、代筆することはできません。

◇期日前投票
仕事や冠婚葬祭を理由に期日前投票ができます。
投票日当日の混雑を避けるため、期日前投票の積極的な利用をお願いします。
なお、期日前投票は、平日と夕方以降が空いており、投票日が近づくにつれて混雑する傾向があります。

▶期日前投票場所・日時
・中央公民館1階講堂＝7月4日㈮～19日㈯8時30分～20時
・農村環境改善センター農事研修室＝7月17日㈭～19日㈯9時30分～19時
※期日前投票をする場合は、宣誓書の記入が必要です。入場整理券の裏面が宣誓書となっていますので、事前に記入していただくとスムーズに受け付けできます。

◇不在者投票
・病院などでの投票＝不在者投票施設に指定されている病院・老人ホームなどに入院・入所中の方は、その施設で投票することができます。詳細は、入院・入所している施設にご確認ください。
・郵便等による不在者投票＝身体障害者手帳をお持ちの方や介護保険の要介護認定を受けている方などで、次の要件を満たす方は、自宅などで不在者投票をすることができます。
※事前に選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要となるため、お早めにご相談ください。
▶身体障害者手帳＝次のいずれかに該当する方
①両下肢・体幹・移動機能（1級または2級）
②心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸（1級または3級）
③免疫・肝臓（1級～3級）
▶戦傷病者手帳＝次のいずれかに該当する方
①両下肢・体幹（特別項症～第2項症）
②心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓（特別項症～第3項症）
▶介護保険被保険者証＝要介護5の方

◇滞在地での不在者投票
長期の出張や旅行などの理由により選挙人名簿登録地の投票所で投票することができない方は、滞在地の選挙管理委員会で投票することができます。

問選挙管理委員会
☎(70)0397

特定健康診査・後期高齢者健康診査を受けましょう

▶対象
①40歳以上で受診時に国民健康保険に加入している方
※令和7年度中に40歳になる39歳の方も受診可能。
②受診時に後期高齢者医療制度に加入している方
※年度内に人間ドック助成金を使用する予定の方は、受診不可。

◇個別健診
集団健診を受診できなかった場合は、市内外の契約医療機関で（特定）健康診査を受けることができます。
令和7年度から新たに、総合診療クリニック大網と季美の森整形外科でも受診することができるようになりました。
受診の際は契約医療機関に事前に問い合わせください。
※大網病院で受ける場合のみ大腸がん検診、肺がん・結核検診を同時に受けられます（大網病院に要申込）。
▶実施期間＝令和8年3月31日㈫まで
▶費用＝無料（がん検診は有料）

問〈特定健康診査について〉
市民課国保班
☎(70)0334
〈後期高齢者健康診査について〉
市民課高齢者医療年金班
☎(70)0336
〈がん検診について〉
健康増進課成人保健・予防班
☎(72)8321

●契約医療機関

	医療機関名	
市内	大網白里市立国保大網病院 （富田884－1） ☎(70)1082	総合診療クリニック大網 （大網658番地2） ☎(53)5077
	うじはらクリニック （みやこ野1－2－1サエグサビル201） ☎(73)3320	錦織メディカルクリニック （みやこ野1－4－5） ☎(72)0214
	季美の森整形外科 （季美の森南1－30－5） ☎(70)8951	橋本医院 （みずほ台1－29－13） ☎(72)0134
	駒込クリニック （駒込1659－1） ☎(72)8800	ふるがき糖尿病循環器クリニック （みどりが丘3－1－2） ☎(70)0801
	鈴木クリニック （四天木乙2827－21） ☎(71)2033	ますほ内科クリニック （北飯塚345－1） ☎(70)8800
市外	浅井病院 （東金市家徳38－1） ☎(58)1407	ちば県民保健予防財団 （千葉市美浜区新港32－14） ☎043(246)0265
	九十九里病院 （九十九里町片貝2700） ☎(76)8282	
	さんむ医療センター （山武市成東250） ☎(82)2521	まさきクリニック （九十九里町片貝393－3） ☎(78)6868

令和7年度国民健康保険税

国民健康保険税は病気やけがをしても安心して治療を受けられるよう、加入者の皆さんで保険税を出し合い医療費に備える制度です。

◇令和7年度税制改正に伴う変更
①課税限度額の引き上げ（別表1）
②軽減判定所得基準額の見直し（別表2）
世帯主および被保険者全員の前年の所得金額が、一定金額を超えない世帯に適用される軽減判定のための所得基準額が変わります。
※所得の確認ができない（申告をしていない）方がいる世帯は軽減が適用されません。

◇令和7年度国民健康保険税納税通知書を7月中旬に発送します
第1期納期限は7月31日㈭です。期限内納付にご理解とご協力をお願いします。保険税の税率や計算方法等は、納税通知書と同封の国民健康保険税のしおりをご確認ください。
▶納付方法＝口座振替、納付書裏面に記載の金融機関の窓口やコンビニエンスストア、スマホ決済、地方税お支払サイトでの納付
※スマホ決済および地方税お支払サイトで納付した場合、領収証は発行されません。

〈特別徴収から普通徴収に変更となる場合〉
昨年度において特別徴収（年金からの天引き）により納付いただいていた方でも、今年度から普通徴収（納付書または口座振替による納付）に変更となっている場合がありますので、必ず納税通知書をご確認ください。

◇保険税の軽減・免除制度
申請により保険税が軽減または免除されることがあります。

〈非自発的離職者の軽減〉
会社の倒産や雇い止めなど、非自発的な理由により離職した方の保険税が軽減されます。
▶対象＝次の要件をすべて満たす方
・非自発的理由により離職し、離職の時点で65歳未満であること
・公共職業安定所（ハローワーク）が発行する雇用保険受給資格者証をお持ちの方で、次の離職理由コードに該当する方（離職理由コード＝11・12・21・22・23・31・32・33・34）
※高年齢受給資格者証または特例受給資格者証をお持ちの方は対象外。
▶軽減内容
対象者の給与所得を100分の30とみなして税額を算定
▶対象期間
離職日の翌日の属する月から翌年度末までの期間
▶申請方法
雇用保険受給資格者証を市民課または白里出張所に提出

〈産前産後期間の免除制度〉
国民健康保険の加入者で妊娠85日（4か月）以上の出産をした（する）方の保険税が、一定期間免除されます（死産・流産・早産を含む）。出産（予定）日の6か月前から申請できます。
▶免除対象期間
・単胎妊娠＝出産（予定）日が属する月の前月から4か月分
・多胎妊娠＝出産（予定）日が属する月の3か月前から6か月分
▶申請方法＝母子健康手帳、本人確認書類を税務課に提出

〈その他の減免制度〉
世帯主および被保険者が特別な事由に該当し、一定の要件を満たす場合、申請により保険税が減額または免除されることがあります。
（例＝世帯員全員が生活保護法による生活保護を受ける場合、災害による被災のため生活が著しく困難と認められる場合、刑務所や少年院等に拘禁または収容されている場合など）

申・問税務課市民税班
☎(70)0321

●別表1　課税限度額

区分	課税限度額 改正後	課税限度額 改正前
医療分	66万円	65万円
支援金分	26万円	24万円
介護分	変更なし	17万円
年間税額	109万円	106万円

●別表2　軽減判定所得基準額

軽減割合	軽減対象の世帯所得基準 改正後	軽減対象の世帯所得基準 改正前
7割	変更なし	43万円＋｛10万円×（給与所得者等の数－1）｝以下
5割	43万円＋（30.5万円×被保険者数等の合算数）＋｛10万円×（給与所得者等の数－1）｝以下	43万円＋（29.5万円×被保険者数等の合算数）＋｛10万円×（給与所得者等の数－1）｝以下
2割	43万円＋（56万円×被保険者数等の合算数）＋｛10万円×（給与所得者等の数－1）｝以下	43万円＋（54.5万円×被保険者数等の合算数）＋｛10万円×（給与所得者等の数－1）｝以下

リサイクル倉庫（市役所・中部コミュニティセンター・白里出張所・農村ふれあいセンターやまべの郷）に回収品目以外のものが持ち込まれています。
ルールを守ってご利用ください。問地域づくり課環境対策班　☎(70)0386